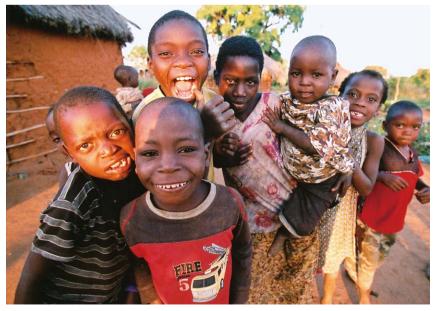
SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section N487 2011 · 9 · 25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 **2** 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp

旭市現地調査と仮設住宅法律相談―弁学合同部会震災プロジェクトチームの取り組み……森 直美原爆症認定集団訴訟を通じて福島第一原発事故を考える…… 森 孝博アスベストによる二次被害を防ぐために―震災被災地のアスベスト実態調査に参加して……小川杏子宮城県における復旧・復興 菊地 修

【裁判員裁判の実相切】
□「三年後検証」に向けた日弁連意見書(案)についての所感 立松 彰権力の意向に沿わない発言は処罰されても構わないのか 平松真二郎 一板橋高校威力業務妨害事件・最高裁判決
光市事件弁護団への懲戒扇動事件に対する損害賠償訴訟最高裁判決について 足立修一地裁の不当判決をはね返し逆転勝訴の高裁判決 下迫田浩司 一飛翔館高校(近畿大学泉州高校)解雇事件
2011年度第2回常任委員会(青森)を開催 青法協弁学合同部会□改めて司法修習生の給費制度の復活・存続を求める決議



ザンビアの子ども

旭市現地調査と仮設住宅法律相談

弁学合同部会震災プロジェクトチームの取り組み

森 直美 東京

(1)

旭地区仮設住宅

すれば、エアコンを付けなくても部屋の窓から風 光熱費は入居者の自己負担になりますが、 が冬は寒さが堪えそうな印象を受けました。 設置することだったそうです。仮設住宅入居後の 人居者から寄せられた要望は、玄関ドアに網戸を 実際にも、仮設住宅への入居が始まって早々に 網戸に

がない広い運動公園の中に建っていて、

夏は暑さ

所も二部屋ありました。仮設住宅は何も遮るもの

に訪れた飯岡地区の仮設住宅は一五〇戸で、 には五○戸の仮設住宅がありました。他方、 区の仮設住宅を案内していただきました。

まず、元銚子市市議会議員の吉田さんに、

旭地

ことから、参加することにしました。 機になればと考えたこと、岩手・宮城・福島以外 夏合宿を兼ねて弁学合同部会震災プロジェクトチ の震災被害の実態についてほとんど知らなかった 難所における法律相談活動に参加したことがなか ったので、これから被災者支援活動に参加する契 での法律相談に参加しました。私は、被災地や澼 ームの千葉県旭市の震災被害実態調査と仮設住宅 八月二七日 (土)・二八日 (日) に、 東京支部の

旭市の震災被害実態調査



が抜けて夏の暑さが幾分しのげるからです。 (2)

液状化被害地区 (椎名内地区

多く、建物自体は頑丈そうな立派なものでした。 れて空洞ができていました(写真)。外廊下も端 よる地盤沈下のため、 していただきました。 しかし、建物の土台部分を見ると、 次に、液状化被害にあった日の出保育所を案内 建物の柱や階段と地面が離 保育所の教室は広くて数も 液状化に

の片側 した。 て何とか元に戻せないものかと歯がゆくなりまし るだけに、液状化によりできた地盤の空洞を埋め 建物自体に目立った損傷がないように見え 一面の敷地が地盤沈下したことが分かりま

予定が掲げられたままになっていました。 日の出保育所の門の傍の掲示板は、三月の行事

(3) 津波被害(飯岡地区

ら端まで建物に平行して亀裂が入っており、

建

も達する津波に襲われ、 前に遠浅の海底が広がる旭市は七・六メートルに 波の速度は海が深いほど早く、遠浅の地形にぶつ 里を回り込んで西側から押し寄せたそうです。津 かるとそのエネルギーが増大するそうです。 旭市を襲った津波は、 東からではなく、 一三名死亡、二名行方不 九十九 目の

ŋ

明 いました。 住宅七六二棟が全半壊という甚大な被害に遭

部分が残った空き地を前に、なだらかな堤防を乗 きちぎられた自転車用道路の橋を見ました。 いう話を伺いました。無数の家屋が津波に流され 越え勢いを増した津波が上から家屋を潰したと 飯岡地区へ行く途中の海岸沿いでは、 飯岡地区では、 被災者の方から、建物の基礎 津波で引



飯岡地区の被害状況。写真上は、津波で引きちぎられた橋(右側)と 橋が架かっていた跡(左側)、写真中央は、津波で倒壊した家があった 敷地 (手前)。基礎部分を残すだけとなっている。写真下は、飯岡漁港 の瓦礫置き場。畳、ベッドマットなどが分別されている。

という遺すという現象は想像の域を超えていまを上から潰すという現象は想像の域を超えていまる映像はテレビで何度も観ましたが、津波が家屋

4 瓦礫置き場 (飯岡漁港

ました。

瓦礫処理の見通しと今後の問題点について伺いら瓦礫処理の見通しと今後の問題点について伺い

と。

現段階ではある程度の分別が進んでいるが、震現段階ではある程度の分別が進んでいるが、震

○億円程度の費用がかかると見積もっています。
 ○億円程度の費用がかかると見積もっています。
 被甚災害法により瓦礫処理に伴い不可避的に派生が出るとしても、瓦礫処理に伴い不可避的に派生する費用がどこまで保障されるのか分からないこと、市が瓦礫処理のために国から補助金と、市が瓦礫処理のよりに厳しい旭市には負担が重くのしかかり、復興の妨げになりかねませれる。

今後、復興のために法の不備をどのように補っつた。

6 二 法律相談

(1) 概要

問題、 二八日 (日) は飯岡地区仮設住宅集会所と旭地区 た。 築、 比率は六対四程度でした。具体的には、 ち 確定、多重債務、失踪宣告、 相談としては、債務不存在確認、離縁問題、 の法律相談としては、相続問題、離婚問題、 と銘打っただけあって、二日間の法律相談のう 打って法律相談を実施しました。「何でも相談会 仮設住宅集会所に分かれ、 八月二七日 (土) は飯岡地区仮設住宅集会場で、 生活再建という内容でした。震災関連以外の 震災関連の法律相談とそれ以外の法律相談の 権利証の滅失、工作物責任、被災建物の再 「何でも相談会」と銘 騒音被害がありまし 震災関連 境界

仮設住宅における法律相談の課題

(2)

私は、二七日(土)は飯岡地区、二八日(日)に 私は、二七日(土)は飯岡地区、二八日(日)に 私は、二七日(土)は飯岡地区で法律相談に先輩方と一緒に参加しまし 担地区で法律相談に先輩方と一緒に参加しまし 担地区で法律相談に先輩方と一緒に参加しまし

地区の仮設住宅では集会所が一室しかなく、 私がお話しを伺った相談者の女性が他の人と同じ 私がお話しを伺った相談者の女性が他の人と同じ べンチでもどこでもいいからすぐに話を聞いてほ しいと訴えられました。仮設住宅では、限られた と隣近所の人と顔見知りになってしまいます。今 と隣近所の人と顔見知りになってしまいます。今 と隣近所の人と顔見知りになってしまいます。今 と隣近所の人と顔見知りになってしまいます。今 と隣近所の人と顔見知りになってしまいます。今

三 所感

地市は津波被害、液状化被害のほかに、ホウレ 地市は津波被害、液状化被害のほかに、ホウレンソウなどの農産物に放射性物質が検出され一時 おれました。旭市市議会議員の太田さんは、旭市 の被災状況は東北三県の被災地に比べると被災規模が小さいので、瓦礫処理などの復興の進捗状況 模が小さいので、瓦礫処理などの復興の進捗状況 特政的問題が他の被災地より早く顕在化する、旭財政的問題が他の被災地より早く顕在化する、旭財政的問題が他の被災地より早く顕在化する、旭市で悩み解決した問題を他の被災地へフィードバーで悩み解決した。

いました。 地全体の復興のために学ばせていただきたいと思地全体の復興のために学ばせていただきなかで被災

原爆症認定集団訴訟を通じて福島第一原発事故を考える

東京森 孝博

る

ものが占める割合が多く、

今後長期かつ広範囲に

わたって今回の事故による放射線被害が懸念され

故において放出された放射性物質は長半減期のできないが、ともに人体に極めて有害な人工放射できないが、ともに人体に極めて有害な人工放射に物質を産み出すものであり、現在進行中の福島特一原発事故においては、膨大な量の放射性物質性物質を産み出すものであり、現在進行中の福島性物質を産み出するのであり、現在進行中の福島はいる。ないおいて放出された放射性物質を定めれている。

もっとも、放射線の人体に対する影響については科学的に解明されていない部分もあり、そのような中で私たちがどうするべきかを考えていくにあたって、原爆症認定集団訴訟における教訓が重要な意味を持ってくると思われる。そこで簡単ながら同訴訟の概略を述べた上、若干の私見を述べさせていただく。

原爆症認定の対象とは

障害・甲状腺機能低下症などがあげられる。ては、がん・白血病・白内障・心筋梗塞・肝機能性障害と呼ばれるものであり、代表的なものとしまず、原爆症認定の主な対象は、放射線の晩発

これらの疾病は放射線被曝以外の要因によっても生じうるが、晩発性障害の発症には期間を要するため、必然的に放射線とそれ以外の発症要因が複雑に絡み合うことになる。その上、非特異的であり、現代医学をもってしても、その疾病を見ただけでは放射線によるものか否かを判別することができない。

原爆症認定集団訴訟において、原爆放射線の人

国による原爆放射線被害の矮小化

った限界がある。いが、両者の間の傾向までしか把握できないとい学(統計的処理の方法)を用いて把握するしかな学(統計的処理の方法)を用いて把握するしかないが、放射線と晩発性障害発生の関係は疫

それに加え、原爆傷害調査委員会(ABCC)・ 放射線影響研究所(放影研)が長年にわたって行 放射線影響研究所(放影研)が長年にわたって行 爆発一分以内に被爆者に到達した放射線(原爆 外部被曝しか対象としていなかった。つまり、残 外部被曝しか対象としていなかった。つまり、残 のであ放射性降下物から放出される放射線もここ でいる放射性降下物から放出される放射線もここ に含まれる)や内部被曝の存在はほぼ無視されて いたのである。

を絶対視し、実施した疫学的知見の範囲外では被ず、国は原爆症認定訴訟において、前記疫学調査そのほかにも様々な問題点があるにもかかわら

爆者に生じた疾病の放射線起因性は認められないとして、原爆放射線の人体に対する影響をできるかぎり小さなものとする主張を繰り返してきた。このような国の主張の背景には、アメリカの核兵器に依存する政策や原発推進政策に関連して放均衡を理由として原爆症認定の対象を限定し戦後均衡を理由として原爆症認定の対象を限定し戦後が高。なお、現在、政府が避難指示等で参考にしている国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告の基礎となっている最大のデータも上記の放影研の基礎となっている最大のデータも上記の放影研の基礎となっている最大のデータも上記の放影研による原爆被爆者の疫学調査である。

たたかい 原爆被害の矮小化を許さない

に至るまでの健康状態等を総合して判断し、二〇し、被爆の実態を基礎にすえ、被爆直後から現在として裁判所も、国側の主張の問題点を理解

○六年五月一二日の大阪地裁判決を皮切りに、全の六年五月一二日の大阪地裁判決を度切りに、全をた。このなかで、国が頑なに否定してきた、はる人体への長期にわたる悪影響が認められてによる人体への長期にわたる悪影響が認められてによる人体への長期にわたる悪影響が認められて

四 科学的未解明を前提とした施策を

ことが懸念される。 被曝によって多くの疾病の発症がもたらされうる れてきたように、将来、 ともに様々な疾病への原爆放射線の影響が確認さ 原爆被爆者において、時間の経過や医学の進歩と それが収束していないという現実がある。そして 中心とした広範囲にわたる放射能汚染が発生し、 は未解明な部分が多い。しかし、すでに福島県を りわけ持続的な内部被曝による人体影響について たとはいえず、現在、 射線や内部被曝による人体影響が完全に解明され 問題となっている低線量放射線の長期的被曝、 もっとも、原爆被爆者の調査において、残留放 福島第一原発事故で大きな 今回の事故による放射線 بح

なる。原爆放射線による人体影響の科学的未解明では原爆症認定行政と同じ過ちを繰り返すことに見を絶対視し、それで物事を割り切って考えるのそのような状況の下において、現在の科学的知

かなければならないと考える。態を基礎にすえて絶えず適切な施策を模索していきを前提に、実態の早期かつ十分な把握に努め、実

が必要である。 が必要である。 が必要である。 が必要である。

処するための施策として参考になると思われる。 たる健康調査や健康管理、さらには発症した疾病に対する治療や生活支援、補償等の施策を講じる必要がある。その際、「原子爆弾被害者に対する必要がある。その際、「原子爆弾被害者に対する必要がある。その際、「原子爆弾被害者に対する必要がある。その際、「原子爆弾被害者に対するを要がある。

五 加害責任の明確化を

もっとも、被爆者を中心とした戦後の運動等をもっとも、被爆者を中心とした戦後の運動等を的な改善を拒否し続けている。このような国の姿勢の根本には、国の戦争責任の否定、国家賠償の期で改善を拒否し続けている。このような国の姿勢の根本には、国の戦争責任の否定、国家賠償の事がある。

拒否ともいえる発言がなされている。 などから、はやくも「想定外」などと言った責任 原発の危険性をあえて無視してきた東京電力や国 そして、今回の福島第一原発事故においても、

再発防止も実現しえない。今回の事故で生じた被 責任の所在を曖昧にしたままでは、完全賠償も

> 確にすることは不可欠であり、そのために私たち さないために、東京電力と国などの加害責任を明 害をきちんと賠償させ、二度と原発事故を繰り返 法律家が果たすべき役割は大きいと考える。

なお、紙面の都合でごく一部した紹介すること

たたかいの記録」(大江健三郎氏ご推薦)に貴重な 訟·記録集刊行委員会編「原爆症認定集団訴訟 資料とともに収録されていますので、ぜひ一読し ○一一年八月六日に刊行された原爆症認定集団訴

のできなかった原爆症認定集団訴訟の詳細は、二

ていただければ幸いです。

アスベストによる二次被害を防ぐために

震災被災地のアスベスト実態調査に参加して

東京 小川 李子

引き起こすおそれのある非常に危険な発ガン物質 を発症させ、特に、少量曝露であっても中皮腫を いう長い潜伏期間を経て石綿肺、肺ガン・中皮腫 は、これを吸入するとおよそ二○年から四○年と る健康被害の危険が指摘されている。アスベスト 三月一一日に発生した東日本大震災の被災地で ガレキに含まれているアスベスト(石綿)によ

二〇〇六年にはその使用が全面的に禁止される

た。 あったことから、建材として多く使用されてき に至ったが、耐火性・耐熱性に優れ、かつ安価で

のである。 に重大な健康被害が生じることが懸念されている ないアスベスト粉じんが飛散して、作業者や住民 ストが地震と津波により露出し、撤去作業にとも そのため、既存建築物に使用されていたアスベ 私自身、首都圏建設アスベスト訴訟に携わって

> ※全国じん肺キャラバン実行委員会……全国のじ 下報告させていただく。 アスベスト小委員会主催の実態調査(七月一一日~ のような折、全国じん肺キャラバン実行委員会の を知るべく一度現地に赴きたいと思っていた。そ いることもあり、被災地のアスベスト問題の実態 一二日)の話があり、一部行程に参加したので、以

れる委員会 ん肺闘争の原告団、 弁護団、支援団体で構成さ

【主な行程】

察→≾島||一日目:東京→仙台→石巻市内視察→塩釜港視

市内視察→一ノ関→盛岡二日目:松島→宮城県庁要請→一ノ関→陸前高田

三日目:岩手県庁要請→盛岡→東京

一現地調査~陸前高田市

岸線は五○○メートルほども陸側に移動したとの があったことがうかがわれた。少し先に見える海 断されている線路の存在から、たしかにそこに駅 は駅舎らしいものは何もなく、曲がりくねって分 町の中心である駅の付近で車を降りたが、そこに ないような光景であった。カーナビの指示に従い、 のは何もなく、とてもそこに町があったとは思え は、わずかに残った鉄骨造建物とガレキ以外のも れた橋桁などが目に入ってきた。さらに移動して すること約二時間、沿岸部に近づくにつれ、 ことであった 沿岸部に出てショック受けた。視界に広がったの で押し流されてきたと思われる流木や車、分断さ ノ関駅からレンタカーで山間部のルートを移動 行程二日目の午後、 陸前高田市を訪れた。JR 津波

鉄、車などに一応は分類されて山積みにされていがレキの撤去状況については、沿岸部は、木材、

まず、職員の方の話によれば、

のがあちこちに見られた。といるちこちに見られた。その中には、スレートの破片など、おそらくとが津波で押し流されたままの状態で散乱していどが津波で押し流されたままの状態で散乱していどが津波で押し流されたままの状態で散乱していたが、沿岸部から少し離れて山側に移動すると、

しかし、現場で撤去作業にあたる作業員の方た しかし、現場で撤去作業にあたる作業員の方に といことや暑さのために外してしまうとのことであいことや暑さのために外してしまうとのことであった。アスベストの危険性の周知徹底と現場におった。アスベストの危険性の周知徹底と現場における危険性の認識が不十分であることを感じた。

二 県庁要請

行程二日目に宮城県庁、三日目には岩手県庁に と対策について聴き取りを行うとともに、粉じん と対策について聴き取りを行うとともに、粉じん と対策について聴き取りを行うとともに、粉じん の受け渡しを行った。いずれも廃棄物処理担当課 の職員に対応していただいたが、各県とも現状把 がよけ策はほぼ同様の状況で、極めて不十分なも のであった。

○ガレキ撤去については、国のプラン(三年を目

○アスベストの環境モニタリングについては、環

れた鉄骨造建物は把握しているが、それ以外の○建築物へのアスベスト使用は、吹き付けがなさ



宮城県庁に要請する調査団 (7月11日)

ク着用の周知徹底が困難である ○ボランティア関係は担当課が異なるので、マスに従い周知しているが、強制には限界があるに従い周知しているが、強制には限界がある

く、実態調査も極めて不十分であると感じた。次に、こちら側から、国任せではなく県としても早急にアスベストの環境モニタリングを実施すも早急にアスベストの環境モニタリングを実施すじんマスクの着用を義務付けるよう要請した。また、マスクの着用は個々人の意識によるところが大きいため、現場の作業員やボランティアに対し、アスベストの危険性についての教育、特に目に見アスベストの危険性についての教育、特に目に見た、ない粉じんに無意識のうちに曝露すること、しえない粉じんに無意識のうちに曝露すること、したない粉じんに無意識のうちに曝露すること、した。

どをしっかり周知すべきであることを要請した。

おわりに

私たちが訪問した時期は、震災からちょうど四カ月目であったが、震災の爪痕は相当なものであり、いつ完全に復旧するのか見通しが立たない状別であった。また、アスベストの問題については、況であった。

日とりあげられている。

ては、アスベストのほうが危険であるともいい得曝露であってもガンが発症するという意味においころであるが、今回同行した医師の話では、少量放射能による被曝の恐ろしさは論を待たないと

るとのことであった。

復旧作業が喫緊の課題とされている今、安全衛

イーイミス里等の記載の は表作業に携わる人は、知らぬ間にアスベスト粉 で、何も知らずにひ で、何も知らずにひ たすら働き続けた結果、二○年も後になって肺ガ たすら働き続けた結果、二○年も後になって肺ガ たすら働き続けた結果、二○年も後になって肺ガ たすら働き続けた結果、二○年も後になって肺ガ

くなっていく人を何人も目の当たりにしてきた。

今回の大震災により、決してこのような二次被害を出してはならない。もっとも、被災した現地の自治体や県が実施できることには限界がある。 の実態を伝え、国としてきちんと対策をとるべき ことを申し入れることで、微力ながら被災地のア ことを申し入れることで、微力ながら被災地のア



あの日私は

して停電になる。揺れの時間が異常に長い。思わるのを待ったが、全然収まらない。事件ファイルとができず、机の下にもぐりひたすら揺れが収まとができず、机の下にもぐりひたすら揺れが収まれができず、机の下にもぐりひたすら揺れが収まが落ちてくる、物が落ちてくる。「プチッ」と音がが落ちてくる、物が落ちてくる。

わりかと思った。 ず叫んだのが「なんじゃ、こりゃ!」。この世の終

揺れが一応収まって妻や娘たちに電話するがつながらない。業務打ち切りを決め、事務所全員帰ながらない。業務打ち切りを決め、事務所全員帰宅することにした。当然、歩いて帰ることになる。自宅めざしてひたすら歩いた。自宅マンションに着き、中に入って凍りついた。三女の机の後ろにあったタンスが倒れて三女の椅子と机を直撃している。思わずタンスと机の間に手を入れ、「いるのか!大丈夫か!!」と叫んだ。そこに三女はおらずか!!大丈夫か!!」と叫んだ。そこに三女はおらずか!!大丈夫か!!」と叫んだ。そこに三女はおらずか!!大丈夫か!!」と叫んだ。そこに三女はおらずか!!大丈夫か!!」と叫んだ。そこに三女はおらずか!!大丈夫か!!」と叫んだ。そこに三女はおらず

経験したことのない満天の星空だった。そのうちメールが繋がるようになり、妻と三人の娘は近くのコミュニティーセンターに避難していることが分かった。しかし恥ずかしながら、場所の娘は近くのコミュニティーセンターに避難していの娘は近くのコミュニティーセンターに避難しているながら、ようやくたどり着くことができた。としながら、ようやくたどり着くことができた。とにかく寒かった。ふと空を見上げると、これまではかく寒かった。

あって、一睡もすることができなかった。返りを打つこともできず、ひっきりなしの余震もこでは多数の住民が避難し、足を伸ばすことも寝認し、このときほどうれしいことはなかった。こ認し、このときほどうれしいことはなかった。こ

ペットを抱えて命からがら逃げてきた人にペットを抱えた人は必然的に車中生活になる。津波から

を捨てろとは言えない。仮設でも近隣の同意とか

の事態が進行していたのである。
その一方で、その間県内沿岸部を中心に未曽有

一 宮城県内の状況

東日本大震災は宮城県にも甚大な被害を及ぼした。宮城県内の死者は九三九七人、行方不明者は二一八五人、県内一一六カ所の避難所にいまだ二七一人が避難生活を送っている(二○一年九月

い、ということである。 救助の段階にあり、とても「復興」どころではな救助の段階にあり、とても「復興」どころではな

高い、 で避難所にはまだ多数の避難者がいる。例えば、避難所ではペット禁止なのでペット をの配分も遅々として進んでいない。仮設の多 だなの配分も遅々として進んでいない。仮設の多 になっていない。光熱費節約のため、周りにお になっていない。光熱費節約のためにエアコンを になっていない。光熱費節約のためにエアコンを になっていない。光熱費節約のためにエアコンを でが難所に入れない人が車中生活を送ってい る。例えば、避難所ではペット禁止なのでペット

> マンション被害問題、 等の宅地地すべり被害も深刻である。そのほか、 でも稲わら・肉牛からセシウムが検出され、 援金をもらうと保護が打ち切られている。 厚労省の通知にもかかわらず、生活保護世帯が義 コノミー症候群、熱中症により死の危険を伴う。 拒否されている。ご承知のとおり、車中生活はエ の入居を求めても、自宅がある人は対象外として 室内で飼う等の厳しい要件がある。高層マンショ 島原発と同様の事故が起こっていた)など課題 れないで車中生活を送っている。行政に避難所 ンに住んでいた人が震災PTSDになり自宅に戻 権・水産特区問題、 農産物一般に拡大することが懸念される。 女川原発問題(あと一歩で福 震災便乗解雇問題、

一 宮城県の「震災復興計画」

山積している。

無能ぶりは糾弾に値する。 有効な手立てを打ち出せていない。その不作為、 しかるに宮城県は、前記課題についてほとんど

県知事のこの間の発言と合わせ考えると、住民不たが、「職住分離(高台移転)」である。村井宮城たが、目玉は「農業の大規模化・集約化」、「漁港たが、目玉は「農業の大規模化・集約化」、「漁港他方、宮城県は八月末に震災復興計画をまとめ

県で同じ失敗は絶対に避けなければならない。 追いやられ、そこで孤独死が多発した。この宮城 りに終始し、住民は周辺の仮設住宅、復興住宅に の下、神戸空港、立派な商業施設などハコモノ作 じである。阪神・淡路のときは、このスローガン なる復旧ではなく創造的復興」のスローガンと同 である。これは、 なる復旧にとどまらない再構築」とのキーワード れは致命的欠陥である。その代りあるのは、 民の意思にもとづくとの視点がまったくない。こ 復興が被災者の権利であるとの視点、被災者・住 うとするものである。また、前記計画には復旧 造改革を震災を奇貨としてこの宮城県で実現しよ 阪神・淡路大震災のときの「単 単

四 復旧・復興の視点

開する権利 住宅を再建する権利、元の場所で事業・生産を再 九条、九二条等にもとづき、被災者は元の場所で 憲法前文、一三条、一六条、二二条、二五条、二 ある。また、復旧・復興は憲法上の権利である。 それが無理でも、 基本は三・一一以前の生活、事業の再開である。 (自由権的側面)、 被災者の意思にもとづく復興で 復旧・復興に当た

> 消)を求める権利(社会権的側面)、国や自治体の り国や自治体に必要な援助(例えば二重ローン解 る権利(参政権的側面)がある。 「復興計画」、「まちづくり」に参加し意見を表明す

在の「上から目線」の復興計画であり、いわゆる構

みやぎ県民センター 東日本大震災復旧・復興支援

Ŧi.

いる。 災地が主役の復旧・復興をめざし、日夜奮闘して 政の上から目線の復興構想に反対し、被災者・被 等で構成され、私はその事務局長である。 護士・建築士・学者・市民団体・労働組合・議員 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター (以下、センターという) が設立された。 医師・弁 二〇一一年五月二九日、県民四〇〇名の参加

育農家被害者の会を立ち上げるなどの活動を展開 としての提言を発表、 街地にはためいた) の開催、 会・デモ行進(三○○名参加。漁協の大漁旗が市 怒りのリレートーク、仙台市民の広場で県民大集 考える集会 (三五〇名参加)、八月二日に県庁前 したり、七月三日に石巻市で漁業権・水産特区を これまで、宮城県等に対し各種の要望書を提出 地すべり被害者ネット、肥 八月二日にセンター

村井県

している。

いる。 連(災害被災者支援と災害対策改善を求める全国 発撤退を求める市民集会(仮称)・デモを企画して 会、一〇月一五日には原発被害完全賠償、 連絡会)と共催で岩手・福島・宮城三県の交流集 を考える市民集会、一〇月八・九日には全国災対 日には自由法曹団宮城支部と共催で女川原 今後、九月一九日には県民版復興会議、一〇月 女川原

旧・復興に向けてさらなる活動を行っていく。 皆様のご支援(とくにカンパ)をお願いします。 センターは今後とも被災者・被災地が主役の復

カンパの振込先

加入者名 口座記号 02280-7-東日本大震災復旧・復興支援 125974

みやぎ県民セン



三年後検証」に向けた日弁連意見書(案)に

ついての所感

委員長 立松 彰司法改革問題対策委員会

年三月の理事会で承認を得て、三月末までに法務省等に提出する予定とされている。 れている。意見照会結果などを踏まえ、本年二二月までに最終的な意見書案を取りまとめ、二〇二 が、七月一日付で、回答期限を一○月一八日として日弁連から各単位会及び関連委員会に意見照会さ 関する意見書(案)」及び一刑事裁判における評決要件に関する意見書(案)」という二つの意見書(案) を述べることとする ここでは、「三年後検証」のための日弁連意見書のとりまとめのあり方という観点を中心に、意見 日弁連裁判員本部の「三年後検証小委員会」がとりまとめた「裁判員法附則第九条に基づく検討に

意見書(案)の論点項目について

の七項目である。 (1) 小委員会がとりまとめた論点項目は、以下

② 被告人側に公判前整理手続に付するこ

裁判員裁判対象事件の拡大 公訴事実等に争いのある事件についての

(1)

要件の改正

死刑判決以外の刑事裁判における評決

の改正) 公判前整理手続における証拠開示規定

(3)

判手続を二分する規定の新設

4

③ 裁判員等に対する説明に関する規定の

めの措置に関する規定の新設 裁判員等の心理的負担を軽減させるた

⑦ 評決の要件

会員一致制を導入すべきである。会員一致制を導入すべきである。会員一致制を導入すべきである。

員法のみの改正案がありうる)(裁判所法の改正を伴う改正案と裁判

られている。 (2) このうち①から⑥は、「裁判員法附則九条に基づく検討に関する意見書 (案)」としてまとめ

この意見書(案)の「意見の趣旨」は、「第一裁に資する事項の説明に関する規定の新設」「第三減に資する事項の説明に関する規定の新設」「第三被告人側の防御権を保障するための刑事施設及び留置施設における運用改善」からなる。第三項び留置施設における運用改善」からなる。第三項が留置施設における運用改善」からなる。第三項が留置施設における運用改善」からなる。第三項が留置施設における運用改善」は、「第一裁判員の参加する、再度本意見書に盛り込んだもの」とさめるため、再度本意見書に盛り込んだもの」とさめるため、再度本意見書に盛り込んだもの」とさ

また、第一項⑥と第二項は「裁判員等の心理的負担の軽減」の項目であるが、前者では、裁判員負担の軽減」の項目であるが、前者では、裁判員負担の軽減」の項目であるが、前者では、裁判員の具体例を、それぞれ提案している。

(字の「評決の要件」については、裁判所法の改正という形をとるため、別立てで「刑事裁判における評決要件に関する意見書(案)」としてまとめたとされる。内容は、死刑判決の場合の全員一致のであり、前者の根拠として、「誤判防止の観点」のであり、前者の根拠として、「誤判防止の観点」のであり、前者の根拠として、「誤判防止の観点」のであり、前者の根拠として、「誤判防止の観点」がある。

裁判員裁判の実相(び

取り上げることへの疑問「意見の一致をみた論点」のみ

① 論点整理から大幅に減少した論点

小委員会は、意見書(案)とりまとめに先立つ「年前の二〇一〇年七月に「裁判員法附則第九条に基づく検証のための論点整理」を公表していた。この「論点整理」は、日弁連から同年九月一三日付で各単位会にも送付(意見照会)されたが、裁判員法制定以前から議論されていた裁判員法附則第九条格に関わるものも含め多くの論点が網羅されていた。

しかし、今回の意見書(案)の論点は大幅に減少した。それは、小委員会において賛否の分かれた論点はふるい落とし、「概ね意見の一致をみた論点」のみを取り上げているからである。例えば、論点」のみを取り上げているからである。例えば、3裁判員の量刑関与の排除等の重要論点は姿を消しかし、今回の意見書(案)の論点は大幅に減しかし、今回の意見書(案)の論点は大幅に減しかしたいる。

2 とりまとめ方についての方針の変更?

書面(以下、「議論経過」という)が添付されていの「三年後検証小委員会における議論経過」なる今回の意見書(案)には、小委員会委員長名義

これによると議論の経過はる。極めて異例のことである.

とめた」のが本意見書案とされている。 年六月一三日) で「各委員の概ね一致する意見でま 得ることができると思われるものについて…… ④そして、小委員会において「概ね意見の一致を 換を行った」(ただし、議論に入った段階で議論の 対象項目が九項目程度に整理・縮小されている)、 委員会から委員が参加、②小委員会発足以前の こうした経過を経て、第一二回小委員会 (二〇一) 各論点に関し「それぞれ二回程度、自由な意見交 会で議論する論点を整理、 「三年後検証PT」の論点整理をベースに、 会の委員の参加を得ることにした」とされ、一〇の にしたいとの執行部の意向により、刑事関連委員 〔略〕……さらに、小委員会での議論を行」 ①当初は、「広く日弁連の意見を反映したもの これによると議論の経過は次のとおりである。 ③次いで、小委員会で 小委員

見」を集約することを意味しているにすぎないの見」を集約することを意味し、他方、④⑤は広く合意のできる「意とを意味し、他方、④⑤は広く合意のできる「意とを意味し、他方、④⑤は広く合意のできる「意とを意味し、他方、④⑤は広く合意のできる「意とを意味し、他方、④⑥は広く合意のできる「意とを意味し、他方、④⑥は広く合意のできる「意とを意味し、他方、④⑥は広く合意のできる「意とを意味し、心がし、④の「概ね意見を反映したもしかし、①の「広く日弁連の意見を反映したも

めから④⑤の方針は決っていたのであろうか。であって、実は両者は矛盾しない、つまり、は

(3) 重要論点の脱落

ともあれ、こうした「概ね」とは言え「意見の一ともあれ、こうした「概ね」とは言え「意見の一致」を前提とする手法を採れば、当初の論点整理から多くの論点が脱落するのは当然である。各委員に、言わば「拒否権」を与えるようなものだからである。先の「議論経過」によると、「被告人の選択権、対象を否認事件に限定するなどの論点に選択権、対象を否認事件に限定するなどの論点に選択権、対象を否認事件に限定するなどの論点に選択権、対象を否認事件に限定するなどの論点に選択権、対象を否認事件に限定するなどの論点を過期度を維持すべきとの意見があり、結論を出すに

「三年後検証」のあり方として

「三年後検証」の本来の意義があるはずである。で大きな疑問がある。被告人の弁護権・防御権のて大きな疑問がある。被告人の弁護権・防御権の現状認識(分析)と検討項目(対策)として幅広く現状認識(分析)と検討項目(対策)として幅広く現状認識(分析)と検討項目(対策)として幅広くの対応は、「三年後検証」の方向性、あり方とし会の対応は、「無ね意見の一致」を前提とする小委員

5 守秘義務の下における検証の可否

ところで、広範な守秘義務の規定により、評議における裁判官の説示、評議のすすめ方、意見のにおける裁判官の説示、評議のすすめ方、意見のにおける裁判官の説示、評議のすすめ方、意見のにおいては、国民がほとんど何も知り得ないまま制度いては、国民がほとんど何も知り得ないまま制度に行うことができないのが実情であり(無罪判決においても、評議において裁判員と裁判官がどのような意見を述べ、それが裁判官によりどのように意見集約されていったかは不明である)、そうしに限定し、「意見の一致をみなかった」論点を排除た状況の下で、「概ね意見の一致をみた」論点を排除た状況の下で、「概ね意見の一致をみなかった」論点を排除た状況の下で、「概ね意見の一致をみなかった」論点を排除た状況の下で、「概ね意見の一致をみた」論点を排除されていった。

三現状認識について

お判員裁判は「円滑に実施」されて

(1)

全体的に概ね円滑に実施されてきたと思われる」、「別則九に基づく検討意見書(案)」の「1」はじめ「別則九に基づく検討意見書(案)」の「1」はじめ析、現状認識の記載がほとんどない。わずかに、析、現状認識の記載がほとんどない。わずかに、

ないまま極めて楽観的にまとめられている。 また、「7 裁判員等の心理的負担を軽減させる また、「7 裁判員等の心理的負担を軽減させる また、「7 裁判員等の心理的負担を軽減させる また、「7 裁判員等の心理的負担を軽減させる また、「7 裁判員等の心理的負担を軽減させる また、「7 裁判員等の心理的負担を軽減させる

をもつ弊害、⑤控訴審における無罪判決の破棄な 剰な影響、 の傾斜、 審理計画通りに進行し、検察や裁判所からすれば の負担軽減を理由に公判審理は大幅に短縮され、 ど検討課題は多々存在する。 裁判員裁判の実情をみるに、①厳罰化、 護人から寄せられるケースは少なくない。 えるのか、大きな疑問がある。たしかに、裁判員 続や被告の弁護権・防御権からみた疑問が担当弁 欠落した審理、④裁判官が公判前整理手続で予断 「円滑に実施」されていると評価しうるであろう。 しかし、こうした公判審理の現象面の「円滑さ」 しかし、これが「概ね意見の一致」した認識とい 弁護側の犠牲の上に成り立っており、 ②被害者等意見陳述の量刑等に与える過 ③少年逆送事件における少年法理念の 重罰化へ そして、 適正手

著しい困難を伴う。 ど分からない中で、「円滑な実施」と評価するには加えて、守秘義務のために評議の実情がほとん

2 現情分析 (認識) の欠落

目の理由にも、現情分析はほとんど見られない。そもそも、意見書(案)に盛り込まれた論点項

例えば、手続二分論についての説明では、その証拠とすることができない証拠等が公訴事実等の証拠とすることができない証拠等が公訴事実等の証拠とすることができない証拠等が公訴事実等の証拠とすることができない証拠等が公訴事実等の記における審理のテーマを明確にすることが望まれておける審理のテーマを明確にすることが望まれる」とされている。

提案が、理念として主張されているのか、それと という、いわば理念として主張されているのか、 をれともこれに加え裁判員裁判の現状に重大な弊 とれともこれに加え裁判員裁判の現状に重大な弊 とれともこれに加え裁判員裁判の現状に重大な弊 をれ、裁判員裁判における死刑判決は八例目とな され、裁判員裁判における死刑判決は八例目とな され、裁判員裁判における死刑判決は八例目とな され、裁判員裁判における死刑判決は八例目とな され、裁判員裁判における死刑判決は八例目とな され、裁判員裁判における死刑判決は八例目とな され、裁判員裁判における死刑判決は八例目とな され、裁判員裁判における死刑判決は八例目とな され、裁判員裁判における死刑判決は八例目とな され、裁判員裁判における死刑判決の全員一致制という

紹介している。

裁判員裁判の実相 (7)

をのである。 も死刑八件を検討するなかで多数決による死刑判決が下されているのか不明 なのである。

集約について日弁連の意見

四

本稿執筆中に「自由と正義」とともに届いた委員会ニュースが含に刑事法制委員会ニュースが含まれ、「裁判員制度三年後検証に向けての問題点」が記載されている。これによると、「現在、「裁判員制度三年後検証」としつつ、「これまで話し合われた論点」を対が」としつつ、「これまで話し合われた論点」を対が」としつつ、「これまで話し合われた論点」を

間

評議、

⑫評決は現在の多数決制でよい

か、

① 守

手続の見直し、 と公判は別の裁判官の担当とする、⑧公判前整理 の被害者参加制度の見直し、⑦公判前整理手続 民参加は事実認定に限定する、 から外す、 実認定と量刑に二分する、④少年逆送事件は対象 説示」を法制化する、 そこでは、①被告人側に選択権を認める、 ⑤区分審理制度は許されるか、 ⑨証拠開示の拡大、 ①評議の客観的ルール・中 ③公判手続を事 ⑩裁判員 ⑥ 現 行 ② 市 へ の

引き続き 東日本大震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、被災地の会員とその活動を支援するための義援金を受け付けています。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下さい。

義援金は、被災地の支部・地域の会員の生活と事業の 再建、救援活動などに活用されることを想定しています。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648 口座名義 カンパロ 青年法律家協会 松尾 文彦 (カンパグチ セイネンホウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

 秘義務規定の見直し、⑭上訴制度の見直し等の一 七項目があげられている。
 今後、各単位会や関連委員会から多様な意見 件については、日弁連子どもの権利委員会が二○ 一一年六月二一日付で「少年逆送事件の裁判員裁判 に関する意見書」をまとめている)、司法制度に責 に関する意見書」をまとめている)、司法制度に責 に関する意見書」をまとめている)、司法制度に責 に関する意見書」をまとめている)、司法制度に責

権力の意向に沿わない発言は 処罰されても構わないのか

板橋高校威力業務妨害事件 • 最高裁判決

平松 真二郎 東京

る不利益取り扱いであって、それぞれ憲法二一条 罰することもまた表現行為をしたことを理由とす られていない)と「呼びかけ行為」を端緒してなさ のコピー配布行為 (これは公訴事実中に取り上げ 自体が「呼びかけ行為」以前におこなった週刊誌 現行為を処罰対象とするものであって「表現の自 を侵害することを主張してきた れたものであり、これに対する「抗議行為」を処 | を侵害するものであり、式場からの退去要求 を威力業務妨害罪として処罰することは表 弁護団は、藤田さんの「呼びかけ行為

これに対する最高裁の判断は、「憲法二一条 表現の自由を絶対無制限に保障したものでは

> けるものであった。 是認するものであって、たとえ意見を外部に発表 されず、違法性を欠くものでないことは明らかで 卒業式の円滑な遂行に看過し得ない支障を生じさ で行われ、静穏な雰囲気の中で執り行われるべき 行為は、その場の状況にそぐわない不相当な態様 利を不当に害するようなものは許されない」とし するための手段であっても、その手段が他人の権 ある」として威力業務妨害罪が成立すると結論付 せたものであって、こうした行為が社会通念上許 た上で、藤田さんの行為について「被告人の本件 公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を

求に抗議した行為(以下、

「抗議行為」という) に

二〇万円(求刑懲役八カ月)を科した原判決を是 ついて、「威力業務妨害罪」が成立するとして罰金

藤田さんの上告を棄却する判決を言い渡し

びこれにひきつづきなされた校長らによる退出要 びかけた行為(以下、「呼びかけ行為」という)及 立斉唱の強制の実態を説明し、起立しないよう呼 式前に保護者に対して教職員に対する君が代の起 校の卒業式に来賓として招待された藤田さんが開 高等学校の元教諭である藤田勝久さんに対し、

な遂行と言う学校長の職務上の権限(「人権」では をうかがうことはできない。単に、卒業式の円滑 が示されているにすぎない。 なく、「行政権限」でしかない)が脅かされること 権利を不当に害するようなもの」であったの この最高裁の判示から、藤田さんの行為が「誰

ほかない。 あってはならない。かかる判示は、最高裁の人権 に対する理解が浅薄であることを示すものと言う 八権が制限されることが憲法上許容されることが いうまでもなく行政権限の円滑な遂行によって 絶対無制限に保障されるなどと主張してき むろん弁護団も藤田さんの表現の自由が

たわけではない。 藤田さんは、来賓として卒業式 法廷(桜井龍子裁判長)は、

東京都立板橋

二〇一一年七月七日、

最高裁判所第

由に過ごすことが許容された空間であった。立ち入ったものではない。そして、体育館自体は、立ち入ったものではない。そして、入場後の私語を禁じる、あるいは速やかなして、入場後の私語を禁じる、あるいは速やかな人で、入場後の私語を禁じる、あるいは速やかな人で、入場後の私語を禁じる、あるいは速やかな人で、入場後の私語を禁じる、あるいは速やかない。そして、体育館自体は、立ち入ったものではない。そして、体育館自体は、立ち入ったものではない。そして、体育館自体は、

に招待されており、正当な理由なく現場体育館に

藤田さんが週刊誌コピーの配布を始めたのが、 開式の三〇分前、呼びかけ行為は、開式の一八分 開式の三〇分前、呼びかけ行為は、開式の一八分 常に入場していた時間帯である。後に されて体育館に入場していた時間帯である。後に されて体育館に入場していた時間帯である。後に ない限り、自由に過ごすことが許容された時間帯 でもあった。すなわち、弁護団は藤田さんの行為 は、保護者や来賓、生徒の権利を侵害するもの ではなく、また、時間的、空間的にも卒業式の円 ではなく、また、時間の、空間的にも卒業式の円 ではなく、また、時間の、空間的にも卒業式の円 ではなく、また、時間の、空間的にも卒業式の円 ではなく、また、時間の、空間的にも卒業式の円 ではなく、また、時間の、空間的にも卒業式の円

いう時期に、式典会場である体育館において、主な遂行を妨げたことは明らかであるから、被告人な遂行を妨げたことは明らかであるから、被告人の本件行為は、威力を用いて他人の業務を妨害しの本件行為は、威力を用いて他人の業務を妨害したものというべき」あるいは「卒業式の円滑を発するなどして、同校が主催する卒業式の円滑を発するなどして、同校が主催する卒業式の円滑を発する。

催者に無断で、着席していた保護者らに対して大で怒号し、被告人に退場を求めた校長に対してもで怒号し、被告人に退場を求めた校長に対してもで喚状態に陥れるなどしたというものである」として「その場の状況にそぐわない不相当な態様」であるとして社会通念上許されない」として断罪するものであった。怒号、怒鳴り声、粗野な言動など感覚的な修辞語を用いて誇張した事実認定に基づく判断である。

藤田さんが行った「呼びかけ行為」及び「抗議 藤田さんが行った「呼びかけ行為」とが許されるされるとした本判決によって「怒号」「怒鳴り声」「粗 で、感覚的な修辞によって「怒号」「怒鳴り声」「粗 でれるとした本判決によって、「表現の自由」の保 されるとした本判決によって、「表現の自由」の保 されるとした本判決によって、「表現の自由」の保 されるとした本判決によって、脱事罰を科すことが許される ことになるからである。

4 藤田さんが式場から退去した後、開催された卒業式の国歌斉唱の際に、来賓として別席していた土屋たかゆき都議会議員が大声で卒業生らに起立するよう命じたものの、卒業生のほとんどが着席したままであった。

て、都教委に対し「生徒の着席を扇動した犯人探

に端を発する。
に端を発する。
に端を発する「法的措置」をとることを明言したことがのる質問を行い、横山教育長(当時)が藤田さんに対する「法的措置」をとることを明ますることを求いると同時に、開式前にコピー配布及びし」を求めると同時に、開式前にコピー配布及びし」を求めると同時に、開式前にコピー配布及び

追随する判断を示したものである。 追随する判断を示したものである。 追随する判断を示したものである。 追随する判断を示した藤田さんに負わせるといて式場から退去していた藤田さんに負わせるといて式場から退去していた藤田さんに負わせるといて式場から退去していた藤田さんに負わせるといったあげた荒唐無稽の「事件」について司法ががでっちあげた荒唐無稽の「事件」について司法ががでっちあげた荒唐無稽の「事件」について司法がでっちあげた荒唐無稽の「事件」について司法が

5 私は、五九期修習生の一月集会で、当弁 整団の大山勇一会員を講師に迎え、当時第 嫌がる、権力者の意向に沿わない表現が保障され なければ、表現の自由の保障はその意義を全うで なければ、表現の自由の保障はその意義を全うで なければ、表現の自由の保障はその意義を全うで なければ、表現の自由の保障はその意義を全うで

そして弁護士登録後、控訴審から当弁護団にかかわり、「表現の自由」の点から無罪を主張してきった。これに対する最高裁の回答が、「怒号」「怒鳴った。これに対する最高裁の回答が、「怒号」「怒鳴ったことは申し開きようもなく、極めて無念な結ったことは申し開きようもなく、極めて無念な結ったことは申し開きようもなく、極めて無念な結ったことは申し開きようもなく、極めて無念な結った。

光市事件弁護団への懲戒扇動事件に対する

損害賠償訴訟最高裁判決について

広島 足立修一(原告)

判決である 最高裁判決は極めて不当な

る。 を持ち込んだ判断であり、極めて不当な判決であ更し、表現の自由についてのダブルスタンダード更し、表現の自由についてのダブルスタンダード

事件の経緯について

光市事件差戻控訴審の審理が始まった直後の二○○七年五月二七日、読売テレビ放送の番組「たかじんのそこまで言って委員会」で、弁護団が第一回公判で弁論したことを批判する番組が放映された。

士会に行って懲戒請求かけてくださったら……弁志の二一人(の弁護団)が、そういう主張(引用者あの二一人(の弁護団)が、そういう主張(引用者法・死後の姦淫と首にちょうちょ結びした点の主法・死後の姦淫と首にちょうちょ結びした点の主法・死後の姦淫と首にちょうちょ結びした点の主法・死後の姦淫と首にちょうちょ結びした点の主法・死後の姦淫と首にちょうちょはいう主張(引用者の中で、被告は、被告人の元少年が事

者に対し懲戒請求を扇動した。い』と発言し、原告らの名誉を毀損した上、視聴護士会の方としても処分出さないわけにはいかな

訴した。

「これを受け視聴者らが懲戒請求を行い、原告ら上になった。そこで原告らは、被告に対し懲戒扇とになった。そこで原告らは、被告に対し懲戒扇とになった。そこで原告らは、被告に対し懲戒局がした。

こカ月の懲戒処分を受けている。
○一○年九月一七日、大阪弁護士会から業務停止会から懲戒不相当との判断を受けた。他方で、被会から懲戒不相当との判断を受けた。他方で、被会から懲戒不相当との判断を受けた。他方で、被

令」処分が相当であるとして、係争中である。が、処分が軽すぎて不当であり、「除名」「退会命ごれについては、被告に対する懲戒請求人ら

\equiv 審、二審では原告らが勝訴

めとして判決に基づく賠償金を任意に支払ってき て控訴し、また、賠償金の利息の発生を免れるた コメントをしたが、上級審の判断を仰ぎたいとし メディアの取材に答えて、原告らに対して謝罪の 評価できるものであった。被告は一審判決直後、 認め、原告らの主張がほぼ全面的に認められたと ること、②懲戒扇動行為も違法行為となることを 本良成裁判長)は、①名誉毀損が成立し違法とな 二〇〇八年一〇月二日、 広島地裁民事二部 (橋

の判決に対し双方が上告した。 懲戒扇動行為が違法行為となることを認めたもの 聰裁判長) は、 二〇〇九年七月二一日、広島高裁第四部 各原告への賠償額を減じる判決を行った。こ ①名誉毀損は成立しないとし、 (廣田 (2)

四 表現の自由にダブルスタンダ 最高裁判決は事実認定を変え、 ードを持ち込んだ

奨する本件呼びかけ行為に及んだことは、 最高裁は、 被告が一 「視聴者による懲戒請求を勧 上記の

> 題)の重要性についての慎重な配慮を欠いた軽率 問題(引用者注・刑事弁護活動の根幹に関わる問 あった」ことを指摘した。 な行為であり、その発言の措辞にも不適切な点が

しかし最高裁は、法律審であるのに、

原審の事

記事実認定は、経験則に反する」とした。 知りながら本件呼び掛け行為をしたとの原審の上 当」「原告らに対する懲戒請求に理由がないことを 懲戒事由に該当すると考えていたとみるのが相 護活動が本件被告人に不利益な弁護活動として、 実認定を強引に変更し、被告が「原告らの本件弁

しかるに、被告は、当該番組の中で「本件弁護

認定の経験則違背をしているのである。 か考えていない」と述べており、最高裁こそ事実 ものではない。現弁護団は被告人の利益のことし されるのであれば、被害者遺族や社会はたまった 活動が本件被告人に不利益な弁護活動」であると 七年もかけて認定された事実を、再度やり直しに は述べていない。被告の一審での答弁書では、「約

強引に懲戒処分を勝ち取るという運動を唱導する 視聴者の主体的な判断を妨げて懲戒請求をさせ 視聴者による懲戒請求を勧奨するもの」、「視聴者 件呼びかけ行為は、懲戒請求そのものではなく 自身の判断に基づく行動を促すもの」、「態様も ながら、自ら請求をしなかった点を善解し、「本 その上で、最高裁は、被告が懲戒請求を扇動し

ようなものとはいえない」と判示した。

高いことを自認していたと見るのが相当である。 題にされたものの、結局請求していない。これは が原告らに対する懲戒請求をしていないことを問 者に扇動したものであり、単なる表現行為を超え ものとして徹底した批判を行い、懲戒請求を視聴 擁護し、光市事件の真相を解明しようとした弁護 被告自身が懲戒請求すれば違法とされる可能性が るものである。また被告は、本件番組の後、 団に対して、被害者遺族と社会に対して刃向かう ることを無視して、光市事件第一次最高裁判決が 原判決に事実誤認がないとした判断をやみくもに ところが、最高裁は、上記の被告の表現行為 しかし、被告の表現行為は、 刑事再審制度があ 自ら

判断である。 限度内とし、被告を免責したのは明らかに不当な び、その当否につき国民による様々な批判を受け 要性を有することからすると、社会的な注目を浴 刑事事件の弁護人であって、その弁護活動が、重 その発言の措辞にも不適切な点があった」とした 行為から、原告らが具体的な被害を受けても受忍 ることはやむを得ない」とした。被告の懲戒扇動 につき、「慎重な配慮を欠いた軽率な行為であり、 「第一審原告らは、社会の耳目を集める本件

論をした場合である立川自衛隊官舎ビラ配布弾圧 この点、 最高裁 (国家権力) とって不都合な言

現の内容の違いによる明らかなダブルスタンダー を第二小法廷が示していたことと比較しても、表 事件で、表現の自由も無制約ではないとする判断 ビラ配布弾圧事件最高裁判決 (最高裁二小・二〇 事件 (最高裁二小・二〇〇八年四月一一日)、葛飾 ○九年一一月三○日)などのビラ配布に対する弾圧

ドであると評価せざるを得ない。

Ŧi. これからのたたかい

を相手方として損害賠償等を求める二次訴訟を提 光市事件弁護団は、

> 想されるが、最高裁の事実誤認、ダブルスタンダ 訴している。この裁判でも、困難なたたかいが予 ードを改めさせるために今後とも努力していきた みなさまのご支援とご注目をお願いしたい。

現在、被告と読売テレビ

飛翔館高校(近畿大学泉州高校)解雇事件

地域の不当判決をはも返し逆転膨脹の

下迫田 浩司

明快な逆転勝訴判決!

らしい逆転勝訴判決を勝ち取りました。 ○一一年七月一五日、霧を吹き飛ばすような素晴 霧の中をもがき苦しみながら歩いていました。二 当判決以来、原告団及び弁護団は、前の見えない 学校法人泉州学園が経営する飛翔館高校 (現・ 二〇〇九年一二月一八日の大阪地裁堺支部の不

> を起こしました。 雇無効を理由とする地位確認等を請求する訴訟 の教員が整理解雇され、そのうち五名の教員が解 近畿大学泉州高校)で、二〇〇八年三月末に七名

ました。 原告五名全員の雇用契約上の地位を確認し、バッ てきたところ、大阪高裁は、一審判決を取り消し、 クペイを全額認める、完全な逆転勝利の判決をし

大阪高裁判決の内容

(1)一般論

まさかの第一審敗訴を受け、控訴審でたたかっ

由とするもので、解雇される労働者は、落ち度が 決は、「整理解雇は、使用者の業務上の都合を理 ないのに一方的に収入を得る手段を奪われる重大 整理解雇の有効性に関する一般論について、

とうかは、①解雇の必要性があったか、②解雇回避の努力を尽くしたか、③解雇対象者の選定が合理的であったか、④解雇手続が相当であったかを避の努力を尽くしたか、③解雇対象者の選定が合いました。

な不利益を受けるものであるから、それが有効か

これは従来の裁判例の一般論をほぼ踏襲したも



(二〇一)年七月|五日)勝利報告を行う原告の山本六彦さん

があります)。 ではなく「解雇」の必要性としているところに特色のです (あえて言えば、①を「人員削減」の必要性

(2) 裁判の争点

①解雇の必要性について

大きな争点の一つとなっていた「消費収支差額」を私立学校の人員削減の指標に用いることの当否について、判決は、企業会計における会計においては「帰属収入」及び「消費支出」であるとし、学校法人においては「帰属収入」から「消るとし、学校法人においては「帰属収入」から「消るとし、学校法人においては「帰属収支差額」が採算性ではなく「帰属収支差額」によって収支の均衡をではなく「帰属収支差額」によって収支の均衡をではなく「帰属収支差額」によって収支の均衡を検討するのが妥当であるとしました。

これは、第一審以来、私たちが一貫して主張してきたことが、やっと認められたものです。一審できたことが、やっと認められたものです。一審がけを根拠として、消費収支差額を削減人数決定だけを根拠として、消費収支差額を削減人数決定の基準とすることを肯定していました。

うないいかげんな一審判決が明確に否定され、大の意味があるでしょう」ということでした。このよわからないまま、法律に書いてあるから「何らか要するに、なぜ要求しているのか、法の趣旨が

変すっきりとした思いです。

次に、一年前の「予算」によって計算した人員削についても、判決は、「予算によって計算した削減についても、判決は、「予算によって計算した削減人数一三名との間に五名の開きが生ずるのに、そのままで結りないというのは、もともと一八名の削減の方構わないというのは、もともと一八名の削減の方針自体が事実に基礎を置かない根拠薄弱のものであることを示している」と切って捨てました。

これも私たちの第一審以来の主張がやっと認められたものです。一審判決は、解雇が決算前だからというだけの理由で、一年前の「予算」を基準として解雇人数を決定したことを安易に是認していました。さらに、解雇に際して多数の非常勤講師を新規採用したという「人の入れ替え」のための解雇について、判決は、「そもそも、人件費削減の雇について、判決は、「そもそも、人件費削減のを新規採用したという「人の入れ替え」のための解を新規に雇用し、これによって人件費を削減することは、原則として許されないというべきである」と判断しました。

当な権利を不当に侵害することになるおそれがあ労働者に対し賃金引き下げを強制するなどその正応じない労働者の解雇を容認し、その結果として整理解雇を認めるときは、賃金引き下げに容易に整の理由として、「このような人を入れ替える

断だと思います。るからである」としています。これは画期的な判

②解雇回避努力について

判決は、二〇〇七年度当初において一八名削減の必要性があるとした判断自体合理的なものとはに分析して合理的な人員削減計画を策定し、そのに受析して合理的な人員削減計画を策定し、そのに至ったような事実を認めることはできないので、解雇回避努力の前提事項が満たされていないで、解雇回避努力の前提事項が満たされていないで、解雇回避努力の前提事項が満たされていないで、解雇回避努力の前提事項が満たされていないがあるのかどうかを改めて検討し直した形跡はうがあるのかどうかを改めて検討し直した形跡はうがあるのかどうかを改めて検討した形跡はうがあるのかどうかを改めて検討した形跡はうがあるのかどうかを改めて検討した形跡はうがあるのかどうかを改めて検討し直した形跡はうがあるのかどうかを改めて検討した形跡はうがあるのかどうかを改めて検討した形跡はうがあるのかどうかを改ってはいい難にはいい難にはいい難にはいい難にはいい難にしたものとは直ちにはいい難いとしました。

③手続きの相当性について

明決は、「整理解雇の方針という重要なことを 解雇実施予定の一か月前まで明確にせず、その後 解雇実施予定の一か月前まで明確にせず、その後 解雇の必要性や、解雇予定人数、基準等につい で具体的な説明をしなかったことは、手続として で具体的な説明をしなかったことは、手続として で具体的な説明をしなかったことは、手続として

そして、「教員らの激しい抵抗は、一審被告が、

告は、相手方の行動、対応を逐一批判ないし非難に対する憤りや不安の気持ちに起因するものと解に対する憤りや不安の気持ちに起因するものと解に対する憤りや不安の気持ちに起因するものと解に対する憤りや不安の気持ちに起因するものと解に対するしと評することができる」とした上で、ことの裏返しと評することができる」とした上で、ことの裏返しと評することができる」とした上で、

重大な不利益を生ずる法的問題においては、関係れるから、一審被告が、その財務状況を踏まえていは本件組合との間で結局話合いは平行線をたどった可能性も否定できないものと推測される。しかし、そうではあっても、整理解雇を行う使用者は、組合ないし労働者との間で説明や交渉の機会を持つべきである。整理解雇のような労働者側にを持つべきである。

十分でもよいとしていた一審判決と大違いです。判所が後から判断をすれば、説明・協議義務が不判所を過し、以下の見込みが非常に疑問であったと裁

秩序というべきである」としました。

当事者が十分意思疎通を図り誠実に話し合うとい

うのが我が国社会の基本的なルールであり、

公の

(3) 結論

判決は、以上のとおり、①整理解雇の必要性

一 今後のたたかい

たたかいが続いていました。 この高裁判決によってたたかいの流れが大きく をたかいが続いていますが、特に負けるはずがな もの年月が経っていますが、特に負けるはずがな がと信じていた第一審の大阪地裁堺支部で二○○ がと信じていた第一審の大阪地裁堺支部で二○○ がと信じていた第一審の大阪地裁堺支部で二○○ がと信じていた第一番の大阪地裁堺支部で二○○ がと信じていた第一番の大阪地裁堺支部で二○○ がと信じていた第一番の大阪地裁堺支部で二○○

学園側は上告及び上告受理申立てをしてきましたので、たたかいはまだまだこれからも続きます。ただ、今回の高裁判決によって、今後のたたかいただ、今回の高裁判決によって、今後のたたかいたが、今回の高裁判決によって、今後のたたかいたが、今回の高裁判決によって、今後のためい。

青法協弁学合同部会二〇一一年度第二回常任委員会(青森)

裁判員制度の「見直し」、震災・原発問題などを議論

司法修習生の給費制の復活・存続を求める決議を採択

求める決議」(別掲)が採択された。 災・原発問題について活発な討論が行われた。また、「改めて司法修習生の給費制度の復活・存続を |〇||年度第||回常任委員会が、九月||日・三日、青森市・アスパムで開催された。参加者は六 一四名。会議では、 司法改革問題をはじめ、 憲法課題、 修習生・法科大学院生・学生支援、

司法改革問題

るが、①意見の一致をみた論点のみ取りあげられ、ての問題点の詳細は「青年法律家」№四八七号(別て、日弁連がまとめようとしている意見書について、日弁連がまとめようとしている意見書につい員(千葉)から、裁判員制度「三年後検証」につい員・手葉本部司法改革問題対策委員長の立松彰会まず本部司法改革問題対策委員長の立松彰会

り、問題点が多いから導入すべきではないというり、問題点が多いから導入すべきではないというり、問題点が多いで、裁判員制度を導入するに当た後検証」について、裁判員制度を導入するに当たが必要であるとの提起がなされた。
続いて米倉勉会員(東京)から、裁判員「三年が必要であるとの提起がなされた。
徐検証」について、裁判員制度を導入するに当たり、問題点が多いから導入すべきではないというり、問題点が多いから導入すべきではないというり、問題点が多いから導入すべきではないというり、問題点が多いから導入すべきではないというり、問題点が多いから導入すべきではないというり、問題点が多いから導入すべきではないというり、問題点が多いから導入すべきではないという

意見も、問題はあるがまずは導入した上で検証すできだという意見もあった。問題がないという意見はなかったはずだ。しかし、日弁連の意見書では、「意見の一致」を見たもののみとりあげられることによって、あたかも問題点がないかのようなことによって、あたかも問題点がないかのようなことによって、あたかも問題点がないかのようなことによって、あたかも問題点がないかのようなことによって、あたかも問題点がないかのようなことによって、あたかも問題点がないかのようなことによって、あたかも問題点がないかのようなことによって、あたかも問題点がないかのようなことによって、あたかも問題点が表が表し、日弁連の意見書では、「意見が表している。少年事件にて持ち込む相乗効果を果たしている。少年事件にに持ち込む相乗効果を果たしている。少年事件にに持ち込む相乗効果を果たしている。少年事件については少年保護の観点が抜け落ち、社会記録が

あるとの指摘がなされた。まったく審理の対象になっていないという問題が

足があった。

足があった。

足があった。

足があった。

とでも足りるのではないかとの提起がなされた。 の観点から量刑検索システムを利用するというこ 与させることの問題を指摘するなら、 が問題だという観点が重要だ、裁判員を量刑に関 官裁判の悪いところに裁判員が引っ張られること 判が正しいという前提にしないことであり、 を指摘する場合に留意すべきは、裁判官のみの裁 た。泉澤章会員(東京)は、裁判員裁判の問題占 事が掲載されており救われたとの体験が報告され をしたが、裁判員は量刑を迷ったといったとの記 裁判官は事件の本質を理解していない補充尋問 くされ、十分に意を尽くすことができなかった。 で犯罪心理鑑定に関する尋問を行うことを余儀な 〇一一年一月に担当した複雑な事件では、 意見交換では、北村栄会員(あいち)から、二 訴訟経済上 、短時間 裁判

> 告もあった。 廷で感情をむき出すように指導されているとの報

一憲法課題

冒頭、

本部憲法委員会から平松真二郎会員

東

子祐子会員(神奈川)、星野文紀会員(神奈川) 択についても傾向は一様には図れず、油断できな 京書籍の教科書が採択されるなど、教科書の採 科書採択の状況について、沖縄県の八重山地方で 事後承認がなされた する声明」が執行されたことが報告され、 の会(育鵬社版)』歴史・公民教科書の採択に反対 いが、悲観する状況でもないことが報告され、 念があったが、住民の世論の力で、竹富町では東 は、「つくる会」教科書が採択されるのではとの懸 京)が「『つくる会 (自由社版)』 及び 『教科書改善 次に憲法委員会委員長の大山勇一会員から、 「つくる会」教科書採択に反対した地域の運動 拍手で か 金 教

と重症の人ほど負担が増えるとの危険性の指摘が またれるが憲法違反のおそれがあること、生活保護 受給者の多くが精神的なものも含め何らかの疾 動きについて報告し、有期保護の導入が検討され動きについて報告し、有期保護の導入が検討され

の経験が報告された。

被害者参加弁護人としての経験で、被害者には法るかなどの経験と問題点の指摘が相次いだ。また問題点や裁判員の少年に対する見方をどう克服す

そのほか担当事件における裁判官の訴訟指揮の

った。

いての報告がなされた。して、馬毛島問題、選挙制度問題、中国問題につそのほか、平松会員から憲法を取り巻く情勢と

意見交流では、津田二郎会員(東京)が定数比 聴言見交流では、津田二郎会員(東京)が定数比較対象とさ 地靖志会員(大阪)から泉南アスベスト事件の大地靖志会員(大阪)から泉南アスベスト事件の大地 が高裁判決の報告などがなされた。

三 修習生・法科大学院生・学生支援

修習生・法科大学院生支援について

1

本部修習生委員会の津田二郎会員(東京)から、

会の宣伝を予定していることが報告された。 ており、さらに九月八日の合格発表時に合格祝賀 を得て成功を収めていることが報告された。新六 新六四期修習生による七月集会は三五〇名の参加 各期別の修習生の状況について報告がなされた。 会及び一二月一〇日実施予定の四団体事務所説明 五期修習生に対しては、すでにプレ研修を実施し

泉園訪問)が実施されたことが報告された。 施されたほか、学生セミナー(国立療養所栗生楽 学院生部会の総会が行われ布川事件の学習会が実 法科大学院生支援として、八月二七日に法科大

された。また、愛知県内では入学者減による法科 所希望者と事務所とのマッチングの必要性が報告 習生が参加予定であることが報告された。 会を開催し、横須賀軍港ツアーに一五名程度の修 大学院の選別が始まっていることが報告された。 (神奈川)から、横浜修習者を対象に二度の学習 さらに加藤悠史会員(あいち)から、今後、 各地の修習生支援活動として、金子祐子会員 入

ーズネットを中心とした給費制維持の取り組みが 引き続き、佐野就平会員(京都)から、 ビギナ

ことが報告された。法科大学院生に対しては新司 と比較すると入所先が決まっている修習生が多い 会への参加呼びかけと昼食会を行っており、 遠地会員からは、 大阪支部では月一回の支部例

> 画を実行することが望まれることが報告された。 法試験終了後に学生ゼミを四回開催し、それぞれ 加したこと、今後は部会員自身が主体となって企 た法科大学院生部会の総会に二九名の部会員が参 三〇名程度の参加を得ていることが報告された。 林治会員(東京)から、八月二七日に実施され

給費制維持の取り組み

2

議し、 制度の復活・存続を求める決議(案)」について計 動を強めていく必要があるとの訴えがなされた。 ジェクトチームでは給費制維持の動きもあり、 進んでいるが、民主党内の法曹養成制度検討プロ では新六五期修習生から貸与制に移行する議論が 各会員の発言の後、「改めて司法修習生の給費 津田会員から、法曹の養成に関するフォーラム 満場一致で採択された。 渾

めぐる問題 東日本大震災・福島原発事故を

四

東日本大震災をめぐる対応

1

員から、 以下、 冒頭、 東京支部が共同して行った千葉県旭市の現地 「震災PT」という) の座長である森孝博会 八月二六日・二七日に震災PTと千葉支 弁学合同部会震災プロジェクトチー

部

調査及び相談会について報告があった。

要があることが報告された。 波による被害のほか、液状化による建物損壊も目 立つ地域であり、被災地として目を向けていく必 被災地としては東北三県だけでなく旭市も、

た。 談活動を行う準備を進めていることが報告され 模索していること、今後、北茨城市への調査・相 復興計画への提言やモデルプラン作りへの関与を あわせて、震災PTとして旭市議会議員を通じて 用負担を含め県や国と市町村の役割分担を明確に ムは市町村の壊滅を想定したスキームであり、 また、森会員から、国による災害復興のスキー 住民本位の復興をめざす必要が指摘された。

学合同部会) に加えて土地家屋調査士にも参加し 理士連盟・全国青年司法書士協議会・青法協弁 ていただき震災対応の取り組みを進めていること が報告された。 鳥海準会員(東京)から、三青会(全国青年税

動が必要であるとの訴えがなされた。 続いているが、当部会でも被災地で腰を据えた活 立松会員からは、千葉県弁護士会の相談活動

2 福島第一原発事故をめぐる問

福島原発災害連続講座への出席の呼びかけがなさ 北村会員から、 当部会など五団体が主催する

された。
された。
された。
かいの別音と地球の回転」が必見の映画であると紹介の別音と地球の回転」が必見の映画であると紹介の別音と地球の回転」が必見の映画であると紹介の別音と地球の回転」が必見の映画であると紹介の別音と地球の回転」が必見の映画であると紹介の別音と地球の回転」が必見の映画であると紹介された。

また、米倉会員からは、除染が話題に上ってい

発被害弁護団を立ち上げる準備が進められておるが、除染の際に作業者が被曝する恐れに目が高けられていないとの問題提起がなされ、一方で「除染をすれば居住が続けられる」として避難が後手に回っていることが問題であり、除染の時期と手に回っていることが問題となるとの訴えがあった。あわせて、福島の広田次男会員を中心に、福島原治が、除染の際に作業者が被曝する恐れに目がるが、除染の際に作業者が被曝する恐れに目がるが、除染の際に作業者が被曝する恐れに目がるが、

設立準備会が開催されることが紹介された。り、九月一九日福島県いわき市で相談活動を行い

くことを確認して討議は終了した。団に参加し、震災対応への取り組みを強化していてれらの討議を受けて、有志がそれぞれの弁護

(文責 津田二郎・平松真二郎

青法協弁学合同部会二○一一年度第二回常任委員会◎決

議

復活・存続を求める決議改めて司法修習生の給費制度の

【決議の趣旨】

する法改正が行われることを求める。
今秋、司法修習生の給費制の復活、存続を内容と

【決議の理由

- 1、本決議を表明する経緯
- 所法の一部を改正する法律案」が提出され、二〇一るとされていたところ、第一七六回国会で、「裁判給費制度が廃止され、本年一一月一日から施行され、 平成一六年の裁判所法改正により司法修習生の

○年一月二六日、同法案が可決された。「裁判所 ○年一月二六日、同法案が可決された。「裁判所 法の一部を改正する法律」は、「法曹志望者が置か れている難しい経済状況にかんがみ、それらの者が ないよう、法曹養成制度における財政支援に対す る在り方を見直し」、「平成二三年一○月三二日まで の間、暫定的に、司法修習生が、その修習に専念 することを確保するための資金を国が貸与する制 度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制 を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制

際には、衆議院法務委員会で、「政府及び最高裁判際には、衆議院法務委員会で、「政府及び最高裁判際には、大の事項について格段の配慮をすべきである。 一改正後の裁判所法附則第四項に規定する日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘に、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘に、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘に基づいて必要な措置を講ずること。 二法曹の養成に基づいて必要な措置を講ずること。 二法曹の養成に基づいて必要な措置を講ずること」という決議がなされていた。

もに、司法修習生に給与の支給継続を求める市民はあなた~司法修習生『給与貸し出し』がやってくはあなた~司法修習生『給与貸し出し』がやってく廃止の裁判所法施行に反対し、そのために「被害者廃止の裁判所法施行

ら上記法改正も歓迎した。 連絡会にも参加してきたところであり、この立場か

(3) 今般、上記改正法の決議も受けて、内閣官房長官や法務大臣らが共同して、「法曹養成に関するフォーラム」(以下、「フォーラム」という。)を開催した。そのフォーラムのとりまとめられている。「フォーラムは、二〇二年八月三二日、「給費制」について、制度終了を迎える一月で打ち切り、返済義務のある貸与制に移行することが大勢であるととりまとめられた。低所得の修習修了者の負担を軽減するため、政府は返済を最長五年間猶予する裁判所法の改正案を臨時国会に提出する」と報道されている。

しとの意見を表明するものである。のとおり批判し、改めて給費制度の存続を行うべのとおり批判し、改めて給費制度の存続を行うべ

2、フォーラムの議論の問題点

- な議論が行われたとはいえない。
- ① 例えば、五月二五日に開催された第一回では、
 ① 例えば、五月二五日に開催された第一回では、
 で欲しいという江田法務大臣の挨拶があった直
 後、佐々木毅座長は、給費制問題に関し、八月
 走までに検討結果を第一次報告としてとりまと
 末までに検討結果を第一次報告としてとりまと
 市場では、
 ののということについて、「与件といいましょう

と述べている。 いただけるようにお願いしたいと申し上げます。 のフォーラムで早期にきちんとした結論を出して 味では安心しているところでございます。是非こ ているわけですので、私どもとしてもそういう意 していただくという大変貴重な機会が設けられ 先生方をお迎えしてこのようなフォーラムで議論 は昨年と異なり、正にこういうお忙しい委員の その対応には苦慮することになりました。 の事態が起こり、現場には大きな影響が生じて、 によりこれに遡及的に延期するという正に異例 裁判所の菅野審議官が、 どと述べている。七月一三日の第三回では、 会で議論されたとは私は思っておりません。」な ざいます。」「前回のことも、基本的にきちんと国 上げまして、 方向でまとめた。櫻井財務副大臣は、 か、与えられた条件でございます」と述べてこの 昨年、迷惑をこうむった省庁でご 「昨年は、……議員立法 「正直申し 最高

このように、フォーラムでは、まず、スケジュール面で、給費制の制度趣旨や意義、存置することの意味と廃止した場合の弊害等について十分ことの意味と廃止した場合の弊害等について十分ことを論ではなかったと切り捨て、国会が決めたことを違々と「迷惑をこうむった」「対応に苦慮した」などと切り捨てる発言が横行している。これは、「はじめから貸与制前提」の立場で、これは、「はじめから貸与制前提」の立場で、これは、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから貸与制前提」の立場で、これば、「はじめから関係を表している。これば、「はいる」で、これば、「はいる」で、これば、「はいる」で、これば、「はいる」で、これば、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」では、これば、「はいる」では、「はいる」で、これば、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」では、「はいる」ではいる。」では、「はいる」では、「はいる」ではいる。」では、「はいる」では、「はいる」ではいる。」では、「はいる」では、「はいる」ではいる。」では、「はいる」ではいる。」ではいる。こればいる。」では、「はいる」ではいる。」ではいる。こればいる。こ

考えざるを得ない。不十分な議論しかしないことを予定していたと

2

) 給費制の問題が中心的に議論された七月二三日の第三回では、弁護士の収入調査に基づいて、 「相当高額の収入を得ている弁護士が多いという 経済調査の結果のもとで、将来高額収入が得られることが見込まれる司法修習生についてまで 一律に給費を行うということには疑問が生じないであろうか」「最初はなかなか大変だけれども、 五年、七年、八年となっていくと、収入のレベルはそこそこなのかという感じがしております。貸 与制であったとしても、その返還額は十分返済が 可能な範囲なのではないかと思われます」といっ た議論が横行した。その結果、給費制は廃止と いうとりまとめとなっている。

ここでは、給費制の制度趣旨や意義、存置することの意味と廃止した場合の弊害等について、ることの意味と廃止した場合の弊害等について、い。むしろ、弁護士の収入のみの議論しかしないい。むしろ、弁護士の収入資料も、回答数が少なく、にされた弁護士の収入資料も、回答数が少なく、ここからただちに給費制不要との結論を導くことができるものではない。さらにより正確を期した二回目のアンケートの結果は討議の対象とされていない。将来的にはさらに厳しい収入減も予想されていることも看過されている。

2 このようにフォーラムの議論は、結論とスケジュ

いえない。 ールが先にありきで、まともな議論がなされたとは

置をとった上で、来年度以降のあり方を議論するの 着をつけなければならない必然性はないのであるか をすべきである。もし予算措置との関係で時間的 内の他の論点との関係で十分に時間を取って議論 体の中で位置づけられるべきである。フォーラムの 場」として始まったのなら、給費制度もそうした全 でもかまわないはずである 制限があるというのなら、 もともとフォーラムが「法曹養成全体を議論する フォーラムが終わるまでといった再度の猶予措 今年度にどうしても決

> で、 とき偏見も根強く存在している。 あったとしても、変わるものではない。しかし、 意義が十分に国民に認知されているとはいえず、 修習生の給費制度については、制度そのものの存在や 経済的に余裕のある者の贅沢な要求であるかのご 司法 他方

を、 べきである。 度の復活を求める国民的世論を形成すべき時である。 給費制の復活、 かかる議論に基づき、今秋の国会の審議において、 今こそ、司法修習生の給費制度の存在とその意義 広範な市民に知ってもらい、司法修習生の給費制 存続を内容とする法改正が行われる

当部会は、上記のパンフレットの普及や、 市民連絡

> 復活のための活動に、これからも一層尽力することを 表明する。 会への参加等をはじめとした、司法修習生の給費制度

10||年九月三日

第 青年法律家協会弁護士学者合同部会 回 常 任 委 員

編集後記

わかっていても、土居さんが本部に居る風景に 家』づくりを始めた頃の写真を取り出して見た。 「ワァーみんな若い」いつかこの日が来ることは くれた土居美登さんがこの として我々の活動を支えて 八月でお辞めになった。 永く青法協本部で事務局 土居さんと『青年法律

修習生に司法修習に専念させ、

司法制度の一翼を扣

ま、性急に貸与制の導入と結論づけるべきではない。 しい情勢になっている。しかし、議論が不十分なま

以上を踏まえ、司法修習生の給費制の存続には厳

議員立法で改正法を

司法修習生の給費制は、国民の資源によって司法

仮装クリスマスパーティーで大騒ぎした日が、 あるが、根は陽気で楽しい。三〇年近く一緒し もなく、 ったが、土居さんの功績大である た思い出で、広報委員全員が我が家に集まり、 何となくとっつきにくい感じの土居さんでは 会員に『青年法律家』が届くようにな

をこれからもあたたかな目で見守って欲しい。 五〇〇号を迎える我が『青年法律家』の成長 メルシー土居さん。 土居さんには大好きなフランスの郊外を旅し 英気を養って欲しい。そして来年一○月に

今では懐かしい。

につながり、国民的損失をもたらすものである。この 経済的利益を公的使命に優先させる法曹を生むこと 公的使命について十分な自覚を持たないまま、自らの その廃止は、司法修習生の経済的打撃にとどまらず、 う法律家の公的使命を学び取ってもらう制度であり、

給費制の意義は、仮に法科大学院生に経済的支援が

員会では土居さんの手際でいつの間にか次号の 青法協的日常が受入れられない。月例の広報委 あまりに慣れていた私には、土居さんのいない

企画が出来上がり、

かつてのような発行の遅れ

宮本 智